

## 公益財団法人富山県健康づくり財団行動計画

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図る働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日までの 4年間

### 2. 内容

目標1：令和6年3月までに、所定外労働時間を令和5年4月から6月までの平均時間より10%削減する。

#### <対策>

- 令和5年6月～ 所定外労働の現状及び対象時間を把握
- 令和6年4月～ 目標時間による勤務の職員への周知

目標2：令和9年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、各自10日以上、年間一人当たり平均15日以上とする。

#### <対策>

- 令和6年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年7月～ 特別休暇と併せた年次有給休暇の取得促進の周知